

## 第4章 リーフレットの作成・配付

### ．目的

交通事故被害者等は、交通事故による被害を被った後、刑事手続及び民事手続の対応に追われることから、交通事故相談所等の各種相談窓口を訪問する場合がある。交通事故被害者等が交通事故により被った深い悲しみや辛い体験から立ち直るためには、交通事故被害者等の心のケアが必要であるが、刑事手続や民事手続への対応が落ち着く時期には、各種相談窓口を訪問する機会が極めて少なくなるため、心のケアの必要性に気付くことが困難になる。こうした交通事故被害者等の心のケアの必要性に気付くことの困難さを解消するため、交通事故相談所等の各種相談窓口の担当者に対し、刑事手続及び民事手続の概要とともに、交通事故被害者等の心のケアの必要性に係る意識付けを図るためのリーフレットを作成し、交通事故相談所等関係機関・団体に配付することを目的とする。

### ．事業の概要

リーフレットは、「交通事故の被害者とそのご遺族・ご家族の皆さんへ ～ 心のケアのために ～ 」と題する、A3版両面カラー、2つ折り見開きのものとなっている。内容については、交通事故は心にも大きな影響を与えることを説明している。交通事故後の正常な心の反応は特に問題ないが、気を付けなければならない反応もあること及びその反応が現れた場合は、専門機関に相談することを説明している。そのほか、関係機関の業務内容の説明、関係機関のホームページの紹介、「被害者参加制度」の説明及び特定非営利活動法人全国被害者支援ネットワークに加盟している都道府県別支援センターの相談電話番号等も記載している。このリーフレットについては、 . のとおりであり、 . のとおり20,000部作成し、今後、交通事故被害者等が相談に訪れる各種相談窓口において、交通事故被害者等に配付され、その心のケアに資するよう、全国の交通事故相談所を始めとする関係機関・団体に配付した。

### ．成果物

リーフレットの詳細については、資料2を参照のこと。

（内閣府 交通事故被害者サポート事業HP

URL <http://www8.cao.go.jp/koutu/sien/index.html> 参照)

### ．配付先

リーフレットは、20,000部作成し、以下の関係機関・団体へ送付した。

交通事故相談所

- ・都道府県交通事故相談所47箇所・・・・・・・・・・各300部
  - ・政令指定都市交通事故相談所18箇所・・・・・・・・・・各300部
- 精神保健福祉センター

- ・都道府県精神保健福祉センター 49 箇所 . . . . . 各 5 部
- ・政令指定都市精神保健福祉センター 17 箇所 . . . . . 各 5 部  
支援団体
- ・特定非営利活動法人  
全国被害者支援ネットワーク加盟組織 47 箇所 . . . . . 各 5 部